

総務省用

# 令和8年度 予算編成及び施策に関する要望



(隠岐の島町：隠岐航路)

令和7年9月  
島根県町村会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

中国地方は昨年より 11 日早い 6 月 9 日に梅雨入りし、局地的な降雨はあったものの、大きな被害は無く、過去最速の 6 月 27 日に梅雨明けとなり、水不足が心配される状況でした。

しかしながら、近年の豪雨は、線状降水帯に代表されるように、局地化・激甚化しており、いつ、どこで災害が発生しても不思議ではない状況にあります。

加えて、地震や埼玉県で発生した下水道管に端を発した道路陥没事故など、予期せぬ危険はあらゆるところに潜んでいます。

引き続き、住民の生命と財産、日常生活の安全・安心がしっかり確保できるよう、防災・減災・国土強靱化関連事業への手厚いご支援をお願いいたします。

さて、コロナ禍で増えつつあった田園回帰の動きは、社会経済活動の活発化と共に鈍化し、東京一極集中の動きが加速しています。

また、2024年の合計特殊出生率は、全国で1.15となり、初めて出生数が 70 万人を割り込みました。一方、島根県でも1.43と、その低下に歯止めが掛かっていません。

こうした中、中山間地域や離島においては、生産年齢人口の減少という問題に直面しており、保健師・デジタル人材・土木系技術者等の専門職員の確保が困難となっています。併せて、地域公共交通や医療・介護・福祉など、社会経済活動のあらゆる分野で人材の不足が顕著となっています。

さらに、物価高騰対策が必要な状況の中で、米国関税による農業分野、自動車産業をはじめとする製造業等への影響も不透明な状況にあります。

我々、町村としても住民の日常生活の不安解消に努めながら、課題の解消に向けて、一層の努力が求められているものと認識していますが、本町村のほとんどが、中山間・離島など条件不利地域に立地し

ており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタル技術を活用した地域振興、人口減少対策をはじめ、医療、公共交通、買い物機能の確保、さらには災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和 8 年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本町村を取り巻く実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和 7 年9月3日

島根県町村会長 池 田 高 世 偉

## I 令和 8 年度予算編成及び施策に関する要望項目[令和 7 年 9 月実施]

### 1. 地方創生の更なる推進について

- (1)東京一極集中の抜本的是正
- (2)地方創生推進財源の確保
- (3)地域公共交通確保対策
- (4)統計調査手法の見直し

### 2. デジタル化施策の推進について

- (1)行政のデジタル化に対する支援
- (2)条件不利地域に対する支援

### 3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方法の見直し
- (3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

### 4. 物価高騰対策について

- (1)物価高騰対策の継続

### 5. 頻発化する豪雨災害について

- (1)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興
- (2)防災・減災、国土強靱化対策の継続

### 6. 公職選挙制度の見直し・改善について

- (1)参議院選挙における合区の早期解消
- (2)期日前投票所の弾力的な運用

### 7. 過疎対策事業債の拡充について

- (1)過疎対策事業債の拡充

### 8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

- (1)公立病院の経営改善

### 9. 離島への支援について

- (1)離島振興に向けた特別措置の拡充

## Ⅱ 令和 8 年度予算編成及び施策に関する要望

### 1. 地方創生の更なる推進について

#### (1) 東京一極集中の抜本的是正

①東京一極集中の是正と自立・分散型国土の構築は、国土の災害対応力の強化、感染症拡大リスクの低減等の観点のみならず、コロナ禍を経て東京一極集中が再加速しているなか、地方の人口減少に歯止めをかけるためにも重要な課題であるため、政府機能の移転や企業の本社機能移転を国を挙げてさらに積極的に推進すること。

推進に当たっては、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

②「二地域居住」の推進を図るに当たっては、推進する際の課題(子供の教育や住居などの支援策、住民税の分割納税や選挙権の付与等)を明らかにした上で、地域づくりや地域の活性化を担う定住人口の拡大に繋がるよう取り組むこと。

③また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進するため地方の特性を考慮した支援制度となるよう見直すことで、東京一極集中を抜本的に是正すること。

#### (2) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が、継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「新しい地方経済・生活環境創生事業費」の継続拡充を図ること。

②「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算 規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

#### (3) 地域公共交通確保対策

①県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が相次いでいることから、地域状況を踏まえた単価の政策的な引き上げを行うなど、交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しをすること。

②鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利活用を促進する取組に対し、十分な支援を行

うこと。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会で検討を行う場合には、影響を受ける町村の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し、十分な財政措置を行うこと。

#### (4)統計調査手法の見直し

統計調査員は、高齢化に加え、非協力世帯の増加による負担感の増加等により、その確保が困難となっている。この現状を踏まえ、デジタル技術及び住民基本台帳等の行政資料を活用してオンライン化を進めるなど、調査員調査に依存しない形で現行の調査手法の抜本的な見直しを行うこと。

併せて、統計調査の意義について広報を強化すること。

## 2. デジタル化施策の推進について

### (1)行政のデジタル化に対する支援

①町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、その技術等の進捗が激しく、かつ、小規模町村の財政負担が大きいことから、町村の主体性が生かせるよう、国において柔軟、かつ、積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、国等における研修・教育カリキュラムなど、一層充実させること。

更に、町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、それぞれの町村のシステムの整備状況も異なることから、移行期限を含めきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

②ガバメントクラウドへの移行に関する全ての費用や「運用費用」のうち、移行前を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

### (2)条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じること。

## 3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

### (1)地方交付税の総額確保

骨太の方針 2025 を踏まえ、令和8年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げ等抜本的な改革等を行い、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「新しい地方経済・生活環境創生事業費」「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに物価高騰や人件費の増等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

## (2) 地方交付税算定方法の見直し

- ① 地方交付税の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- ② 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③ 町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

## (3) 過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

# 4. 物価高騰対策万全な経済対策の実施について

## (1) 物価高騰対策

- ① 原油価格をはじめとする物価の高騰は、住民生活やあらゆる事業者の経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることから、その対策を自治体に委ねることなく国が主体的かつ積極的に講じるとともに、地域の実情に応じた対策が実施できるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置すること。
- ② 昨今の米価の高騰に対する適切な対策を講じるとともに、生産者が安心して営農を継続できるよう有効な所得向上対策を講じること。

# 5. 頻発化する豪雨災害について

## (1) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税

をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、防災・減災対策の実施にあたり、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

## (2)防災・減災、国土強靱化対策の継続

令和7年が最終年となる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組を、着実に推進していくことが重要であることから、地方負担分を軽減する措置を講じ、当初予算を含めて必要な予算を別枠で安定的に確保すること。

併せて、令和7年度に策定した国土強靱化実施中期計画に基づく施策については資材高騰等も踏まえ、予算・財源をこれまでを上回る水準かつ通常予算とは別枠で確保し、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。

また、国庫補助事業も起債対象とするよう要件緩和を図ること。

## 6. 公職選挙法制度の見直し・改善等について

### (1)参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていくうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかり反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

### (2)期日前投票所の弾力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。

また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前投票者の数は極端に少ない。

よって、期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず短縮できるようにすること。

## 7. 過疎対策事業債の拡充円について

### (1) 過疎対策事業債の拡充

過疎対策事業債については、人件費や資材価格等の高騰等により建設事業費が上昇する中で、過疎計画に基づく厚生施設、教育文化施設等の整備や老朽化対策等、過疎地域の多様な財政需要に対応し、引き続き過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図ること。

特に、ソフト分については、過疎市町村が持続的発展を図るために必要であり、かつ地域の再生・活性化に有効であるため、計画的に事業実施出来るよう、限度額を引き上げるとともに、必要額の確保に努めること。

## 8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

### (1) 公立病院の経営改善

公立病院の経営悪化が全国的に大きな問題となっている。特に、離島・中山間地域は、労務費・原材料費の高騰に加えて、患者数がコロナ前の水準に回復していないなど、コロナ禍の影響が続いている。

今後も人件費の増加などが見込まれる中、その経営環境はより厳しくなることが見込まれる。

経営改善に向けた自助努力に加え、物価高や賃上げ等を踏まえた一層の財政措置と柔軟な診療報酬改定の仕組みの導入・実施を図ること。

## 9. 離島への支援について

### (1) 離島振興に向けた特別措置の拡充

①令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。

②改正離島振興法においては、特別の配慮規定として「離島航路に供される船舶の更新」が追加された。隠岐航路の船舶はいずれも老朽化し、耐用年数を大幅に超えて運航しており更新を迫られている。

については、島民生活の生命線である隠岐航路を維持するため、多額の更新費用に対する財政支援を行うこと。



(吉賀町：雨乞い神事)



(飯南町：志津見ダム コスモス祭り)